

○富士河口湖町第2子以降3歳未満児保育料無料化事業実施要綱

平成28年3月31日

告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、仕事と子育ての両立を保育の分野から支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳未満児について、富士河口湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例(平成27年条例第4号)に定める利用者負担額等及び富士河口湖町立へき地保育所利用者負担額に関する規則(平成27年規則第5号)に定める保育料(以下「保育料等」という。)を無料化することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)及び「平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組について」(平成28年2月19日付内閣府、文部科学省、厚生労働省事務連絡)において使用する用語の例による。

(対象となる子ども)

第3条 本事業の対象となる子どもは、支給認定保護者が保育料等を負担し、かつ、富士河口湖町に住所を有する町民税所得割課税額が16万9,000円未満の世帯で監護されている第2子以降の3歳未満児のうち、次の各号のいずれかに該当する者(以下「対象子ども」という。)とする。

- (1) 法第19条第1項第3号の区分に係る認定を受けた子ども
- (2) へき地保育所設置要綱(昭和36年4月3日厚生省発児第76号厚生

事務次官通達)により設置された保育所に通う、保育を必要とする子ども

(申請)

第4条 本事業により保育料の無料化を受けようとする支給認定保護者は、富士河口湖町第2子以降3歳未満児保育料無料化申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、富士河口湖町長に提出しなければならない。ただし、富士河口湖町の所有する公簿等により明らかに対象子どもと判断できる場合は添付書類を省略することができる。

- (1) 支給認定保護者と生計を一にしていることが分かる書類
- (2) その他富士河口湖町長が必要と認めるもの
(無料化の要件)

第5条 無料化の対象となる子どもは、対象子どもが属する世帯において、保育料等の滞納がないものとする。

(決定)

第6条 富士河口湖町長は、前条の申請書が提出されたときは、審査を行い、その可否を決定し、富士河口湖町第2子以降3歳未満児保育料無料化決定通知書(様式第2号)により申請した支給認定保護者に通知するものとする。

(変更)

第7条 第5条の規定により提出した申請書の内容に変更があったときは、富士河口湖町第2子以降3歳未満児保育料無料化決定事項変更届(様式第3号)(以下「変更届」という。)を富士河口湖町長に提出しなければならない。

(中止)

第8条 前条の規定により変更届が提出され、事業の交付対象でなくなったと認められるときは、富士河口湖町第2子以降3歳未満児保育料無料化中止通知書(様式第4号)により変更届を提出した支給認定保護者に通知するものとする。

(無料化する期間)

第9条 保育料を無料化する期間は、第4条の規定による申請書の提出があった日の属する年度の初日から対象子どもが満3歳になる日の前日の属する月の末日までの期間のうち、対象子どもが保育所、認定こども園又はへき地保育所に在籍した期間とする。

(決定の取消及び返還請求)

第10条 富士河口湖町長は、第5条の決定を受けた支給認定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の決定を取り消し、無料化した保育料等の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 保育所の入所要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第3条に規定する対象こどもに該当しなくなったとき。
- (4) 対象子どもの保育料を滞納したとき。
- (5) 対象子ども以外の子どもに係る保育料等を滞納したとき。
- (6) 富士河口湖町長が減免を取り消すべき必要があると認めたとき。

2 富士河口湖町長は、前項の規定により事業の対象者の取り消しをしたときは、富士河口湖町第2子以降3歳未満児保育料無料化取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は富士河口湖町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。